

## 第2章 防災組織

- 第1節 防災会議
- 第2節 災害対策本部
- 第3節 住民組織等への協力要請
- 第4節 気象業務に関する計画

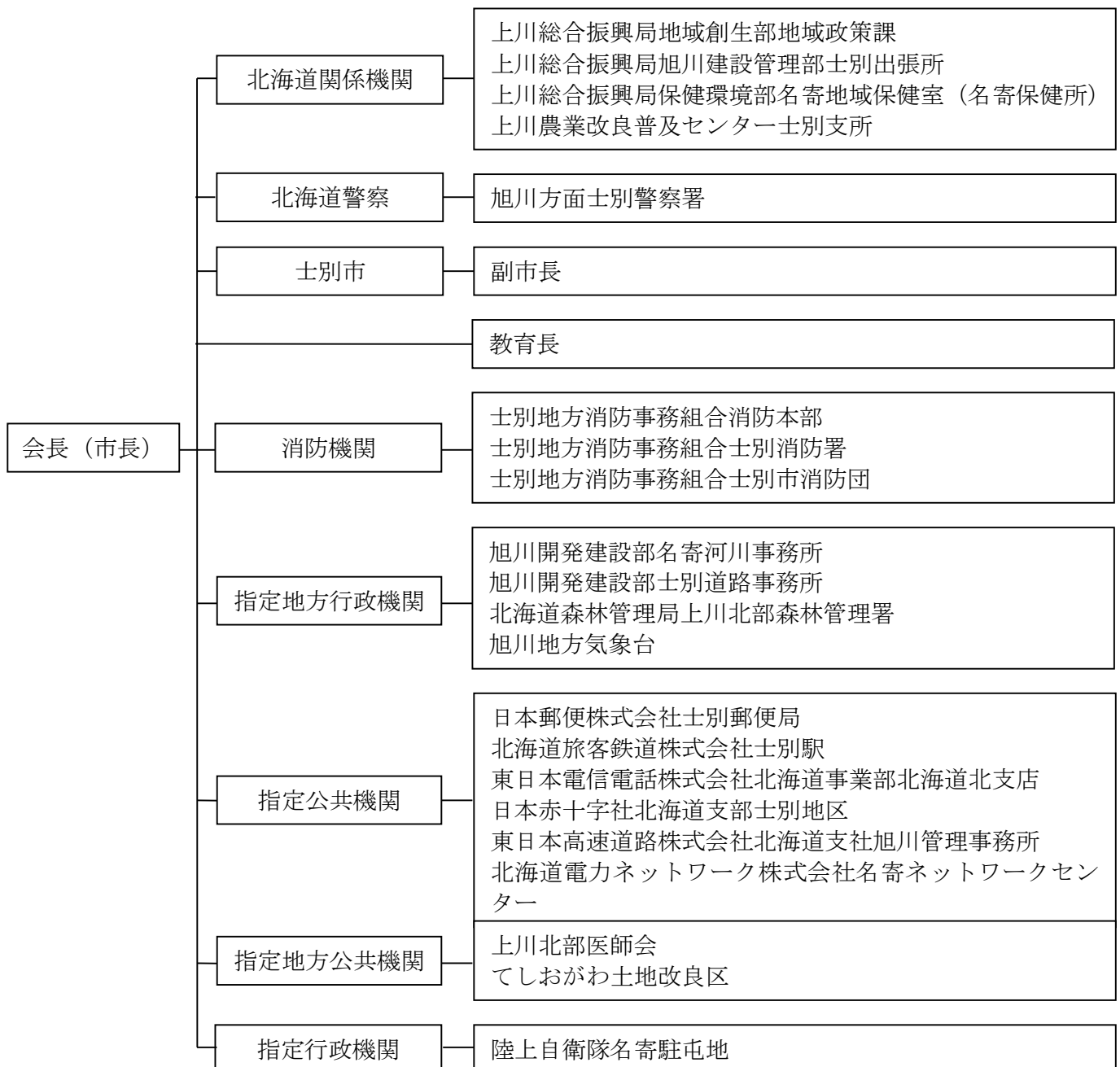
第2章「防災組織」では、災害対策の実施体制の確立を目的に、災害の予防、応急対策及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制の確立、災害対策の総合的運営を図るため、次の事項を定める。

- 1 防災に関する組織及びその運営、
- 2 災害に関する情報及び気象予警報の伝達
- 3 災害時における広報活動等に関する事項

## 第1節 防災会議

防災会議は、市長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく士別市防災会議条例（平成17年条例第227号）第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、士別市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議することを任務とする。

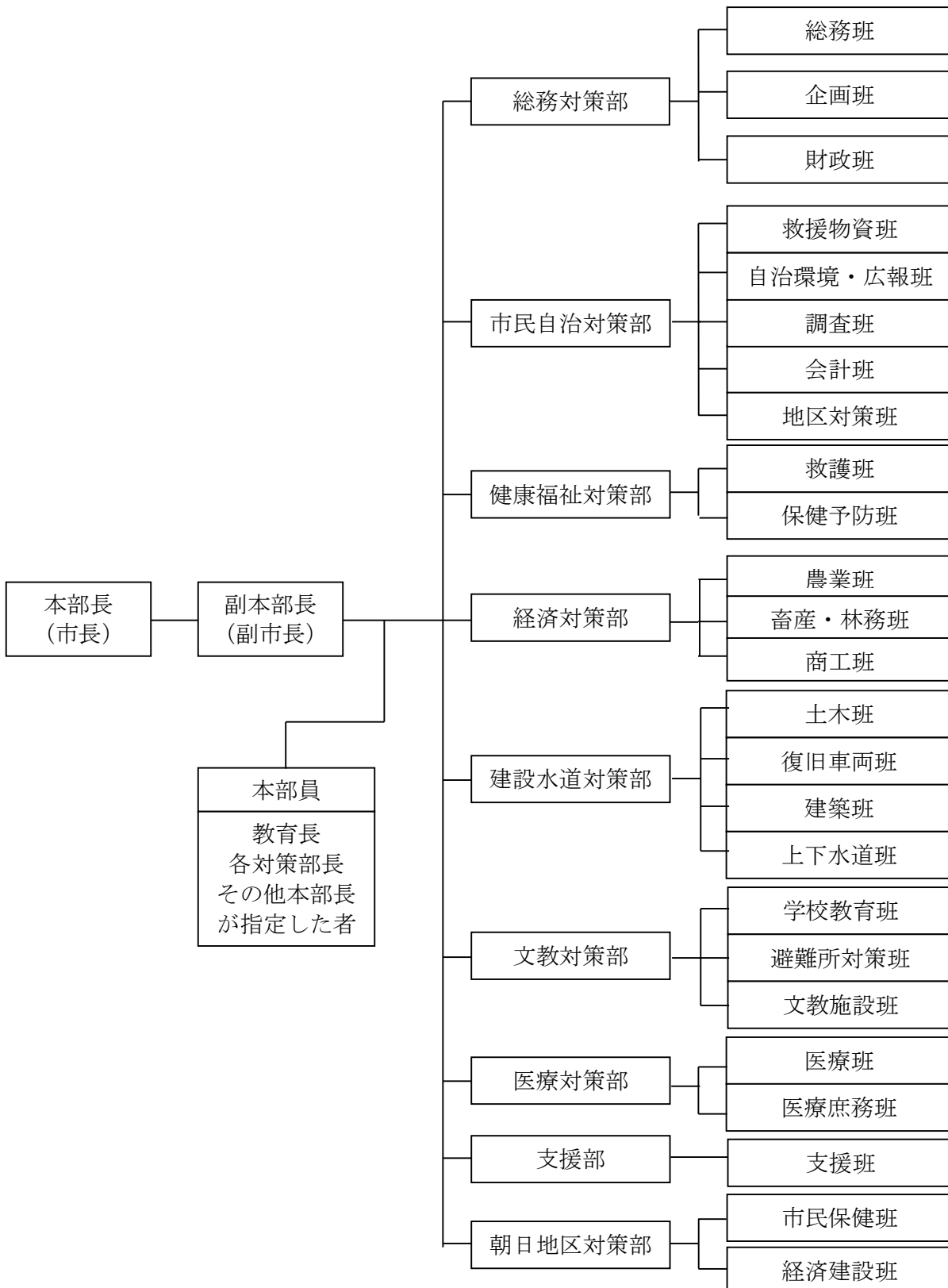
組織及び運営の概要は、次のとおりである。



運営及び所掌事務は、士別市防災会議条例（平成17年士別市条例第227号）の定めるところによる。

第2節 災害対策本部

1 災害対策本部組織図



## 2 災害対策本部の業務分担

## (1) 総務対策部（部長：総務部長、副長：企画課長）

## 総務班

班 長 総務課長  
副班長 総務課副長  
構 成 総務課

- 1 防災会議に関する事。
- 2 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。
- 3 災害対策本部の庶務に関する事。
- 4 災害対策の総括に関する事
- 5 気象の予警報及び情報の収集、伝達に関する事。
- 6 災害状況調査の取りまとめに関する事。
- 7 災害の記録及び報告に関する事。
- 8 北海道及び他市町村に対する応援派遣要請に関する事。
- 9 自衛隊の派遣要請依頼に関する事。
- 10 関係機関との連絡調整に関する事。
- 11 災害時における救出、輸送に要する車両の配車に関する事。
- 12 職員の招集、出動及び解散並びに労務供給に関する事。
- 13 動員職員の出動状況の記録に関する事。
- 14 庁内の電力及び電話通信の管理及び確保に関する事。
- 15 他の部及び部内他班の主管に属しない事。

## 企画班

班 長 企画課長  
副班長 企画課副長  
構 成 企画課

- 1 ボランティアの受入れに関する事。
- 2 被災住民からの陳情等の処理に関する事。
- 3 災害復旧と総合計画との調整に関する事。
- 4 中央関係機関に対する要望書及び資料作成に関する事。
- 5 災害見舞者及び視察者の応対に関する事。
- 6 報道機関との連絡に関する事。
- 7 本部長及び副本部長の行動に関する事

## 財政班

班 長 財政課長  
副班長 財政課副長  
構 成 財政課

- 1 災害予算の編成及び資金の調達に関する事。
- 2 災害応急及び復旧対策に要する資金計画に関する事。
- 3 災害経費の経理に関する事。
- 4 市有財産（教育施設を除く。）の応急利用に関する事。
- 5 市有財産の被害調査及び応急対策に関する事。
- 6 災害応急物品等の調達に関する事。

(2) 市民自治対策部（部長：市民自治部長、副長：自治環境課長）

救援物資班

班 長 市民課長  
副班長 市民課副長  
構 成 市民課

- 1 被災者及び本部職員その他災害応急対策従事者に対する食料品の調達及び配布に関すること。
- 2 本部職員その他災害応急対策従事者に対する衣服等の調達及び配布に関すること。
- 3 被災者に対する応急生活援助物資の調達、受付並びに給与及び貸与に関すること。

自治環境・広報班

班 長 自治環境課長  
副班長 自治環境課副長  
環境センター所長  
構 成 自治環境課  
環境センター

- 1 被災地の環境衛生保持に関すること。
- 2 被災地の清掃計画の作成及び実施に関すること。
- 3 住民組織（自主防災組織、自治会等）との連絡及び協力に関すること。
- 4 衛生施設の被害調査及び応急対策に関すること。
- 5 住民に対する災害情報等の広報に関すること
- 6 被災地の広報活動に関すること
- 7 災害写真等の記録収集に関すること

調査班

班 長 税務課長  
副班長 税務課副長  
構 成 税務課

- 1 被災地域における被害の実態調査報告に関すること。

会計班

班 長 会計管理局長  
副班長 欠  
構 成 会計課

- 1 災害経費の出納に関すること。
- 2 災害時における現金及び用品の受払いに関すること。
- 3 見舞金等の受入れ及び保管に関すること。
- 4 災害当日の物資配布等の補助

地区対策班

班 長 各出張所長  
副班長 各出張所副長  
構 成 上士別出張所  
多寄出張所  
温根別出張所

- 1 災害情報等の収集及び報告に関すること。
- 2 本部との連絡に関すること。

(3) 健康福祉対策部（部長：健康福祉部長、副長：福祉課長）

救護班

班 長 福祉課長  
副班長 こども・子育て応援課長  
介護保険課長  
地域包括ケア推進課長  
構 成 こども・子育て応援課  
福祉課  
介護保険課  
地域包括ケア推進課

- 1 被災者の避難誘導に関する事。
- 2 被災者の安否確認に関する事。
- 3 避難所の収容者の把握、名簿の作成等に関する事。
- 4 被災者の収容に関する事。
- 5 被災者の生活救助に関する事。
- 6 被災者相談に関する事。
- 7 死体の収容安置、埋葬に関する事。
- 8 日赤救助活動との連絡調整に関する事。
- 9 福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。

保健予防班

班 長 保健福祉センター所長  
副班長 保健福祉センター副長  
構 成 保健福祉センター

- 1 保健医療施設の被害調査及び応急対策に関する事。
- 2 被災地の防疫計画の作成及び実施に関する事。
- 3 被災地及び避難所の保健指導に関する事。
- 4 保健所との連絡調整に関する事。

(4) 経済対策部（部長：経済部長、副長：農業振興課長）

農業班

班 長 農業振興課長  
副班長 農地再編成課長  
構 成 農業振興課  
国営農地再編  
推進課

- 1 農業、農用地、農産物、家畜等の被害調査及び応急対策に関する事。
- 2 被災農家の援護に関する事。
- 3 農業関係の災害復旧対策に関する事。
- 4 被災地の農産物等の伝染病予防及び防疫に関する事。
- 5 農作物種子その他生産資材の確保に関する事。
- 6 災害時の食料の確保に関する事。

畜産・林務班

班 長 畜産林務課長  
副班長 林務管理監  
構 成 畜産林務課

- 1 畜産施設、家畜等の被害調査及び応急対策に関する事
- 2 被災農家の援護に関する事
- 3 畜産、林務関係の災害復旧対策に関する事
- 4 被災地の畜産等の伝染病予防及び防疫に関する事
- 5 飼料その他生産資材の確保に関する事
- 6 山林及び林業用施設の被害調査並びに応急対策に関する事
- 7 林野の火災予防に関する事
- 8 林業関係の災害復旧対策に関する事
- 9 林業の応急融資に関する事

**商工班**

班 長 商工労働観光課長  
副班長 商工労働観光課副長  
構 成 商工労働観光課

- 1 商工業及び観光事業関係の被害調査並びに応急対策に関すること
- 2 被災商工業者の金融相談に関すること。
- 3 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関すること。
- 4 労働相談に関すること。

(5) 建設水道対策部（部長：建設水道部長、副長：都市整備課長、都市マネジメント課長）

**土木班**

班 長 都市整備課長  
副班長 都市整備課主幹  
構 成 都市整備課  
土木係  
都市マネジメント課  
管理係

- 1 道路、河川、橋梁及び堤防等の被害調査及び防災措置に関すること。
- 2 河川の水位及び雨量の情報収集並びに報告に関すること。
- 3 危険水防区域の警戒巡視に関すること。
- 4 土木施設の管理保全及び応急措置に関すること。
- 5 土木施設の災害復旧対策に関すること。
- 6 土木関係被害実態調査に関すること。
- 7 災害時の建築用復旧資材の確保及び受給計画に関すること。
- 8 公園施設の災害復旧対策に関すること。
- 9 公園施設の管理保全及び応急措置に関すること。

**復旧車両班**

班 長 施設維持センター所長  
副班長 施設維持センター副長  
構 成 施設維持センター

- 1 市建設用車両及び機械等の運行計画に関すること。
- 2 災害時の土木建設用の機械等の確保及び輸送に関すること。
- 3 応急作業用資機材の確保及び輸送に関すること。
- 4 災害時における救援物資、医療品の輸送に関すること。
- 5 被災地の交通不能箇所調査及び通行路線の確保に関すること。
- 6 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策に関すること。
- 7 雪害対策及び障害物の除去に関すること。

**建築班**

班 長 建築管理監  
副班長 住宅係長  
構 成 都市マネジメント課  
住宅係

- 1 応急仮設住宅の建設に関すること。
- 2 被災者住宅対策に関すること。
- 3 市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。

### 上下水道班

班 長 上下水道管理監  
副班長 上下水道係長  
構 成 都市マネジメント課  
上下水道係  
都市整備課  
水環境整備係

- 1 応急給水に関すること。
- 2 配水の調整及び水質保全に関すること。
- 3 水源地の管理保全に関すること。
- 4 上下水道施設の保全管理に関すること。
- 5 上下水道施設の被害状況の調査及び応急処理に関すること。
- 6 上下水道施設の災害復旧対策に関すること。

## (6) 文教対策部（部長：生涯学習部長、副長：合宿の里統括監）

### 学校教育班

班 長 学校教育課長  
副班長 教育事務  
管理監  
構 成 学校教育課

- 1 教育施設等の被害調査に関すること。
- 2 児童生徒の避難及び救護に関すること。
- 3 被災児童、生徒の応急教育対策に関すること。
- 4 学用品等の配給に関すること。
- 5 各学校との連絡調整に関すること。

### 避難所対策班

班 長 社会教育課長  
副班長 中央公民館長  
図書館長  
博物館長  
学校給食センター所長  
地域教育課長  
構 成 社会教育課  
中央公民館  
図書館  
博物館  
学校給食センター  
地域教育課

- 1 避難所の開設及び運営管理に関すること。
- 2 被災者への給食炊出しに関すること。

### 文教施設班

班 長 合宿の里・スポーツ推進  
課長  
副班長 合宿の里・スポーツ  
推進課副長  
構 成 スポーツ推進課

- 1 教育施設の管理保全及び応急措置に関すること。
- 2 教育施設の災害復旧対策に関すること。
- 3 文化財の保護及び応急対策に関すること。



(7) 医療対策部（部長：病院長、副長：病院副院長）

医療班

班 長 病院長  
副班長 病院副院長

構 成 市立病院医師  
市立病院看護師

- 1 被災者の応急医療に関すること。

医療庶務班

班 長 病院副院長  
副班長 経営管理部長

構 成 総務課

- 1 医療品及び医療器材の確保に関すること。
- 2 他市町村の医療機関への協力依頼に関すること。

(8) 支援部（部長：議会事務局長、副長：農業委員会事務局長）

支援班

班 長 議会事務局総務課長  
副班長 監査委員事務局長

構 成 議会事務局  
農業委員会事務局  
監査委員事務局

- 1 各部、班への緊急支援に関すること。

(9) 朝日地区対策部（部長：朝日支所長、副長：地域住民課長）

市民保健班

班 長 地域住民課副長  
副班長 地域住民課係長

構 成 地域住民課

- 1 朝日地区における市民対策部及び保健福祉対策部の業務に関すること。
- 2 動員職員の出動状況の記録に関すること。
- 3 朝日支所内の電力及び電話通信の管理及び確保に関すること。
- 4 朝日地区における被災住民からの陳情等の処理に関すること。
- 5 朝日地区における被災地の広報活動に関すること。
- 6 朝日地区における災害写真等の記録収集に関すること。

### 経済建設班

班 長 経済建設課長  
副班長 経済建設課副長  
構 成 経済建設課

- 1 朝日地区における経済対策部及び建設水道対策部の業務に関すること。

## 3 災害対策本部の設置・廃止

### (1) 設置・廃止

市長は、基本法第23条第2項の規定により、次の設置基準に該当すると認める場合に災害対策本部を設置する。

#### 設置基準

- ① 災害が広範囲にわたり、又は拡大するおそれがあるとき。
  - ② 気象警報等が発せられ、天塩川、剣淵川、犬牛別川、温根別川のいずれかの河川において氾濫注意水位を超え、さらに水位が上昇すると予想される時。
  - ③ 強力な組織で災害応急対策を実施する必要があるとき。(大規模停電災害時含む。)
- また、次の廃止基準に該当すると認める場合に災害対策本部を廃止する。

#### 廃止基準

- ① 市長の判断に基づき、予想された災害の危険が解消したと認められたとき。
- ② 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき。

### (2) 設置場所・表示板(標旗)の掲出

災害対策本部の設置場所は、原則として本庁舎とする。

本庁舎が被災し、使用不能となった場合は、土別河川防災ステーション、土別市生涯学習情報センター等の施設のうち使用可能な施設に設置する。

本部設置期間中は、本部所在施設入口に本部を表す標示板等を掲出するものとする。

災害時において非常活動に使用する本部の車両は、非常用車両を表す表示をするものとする。

### (3) 設置・廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次の機関に通知する。

- ① 北海道知事(上川総合振興局長)
- ② 所轄警察署長(土別警察署)
- ③ 土別地方消防事務組合消防長
- ④ 隣接市町長
- ⑤ 防災会議構成機関
- ⑥ 本部員
- ⑦ 庁内職員
- ⑧ 住民
- ⑨ その他防災関係機関

## 4 災害対策本部の運営

### (1) 災害対策準備会議

- ① 災害対策準備会議は、市として対応方針を確立し、じ後の災害対策を迅速に行うために開催する。
- ② 災害対策準備会議は、本部長が招集する。特に、災害が週末に予想される場合には、注意報・警報の発表を待たずに実施する場合がある。
- ③ 会議の内容(基準)  
現在の天候、今後の見通し、各部の準備状況、対応方針、じ後の行動

## (2) 本部員会議

- ① 本部員会議は、災害対策に関し災害予防又は災害応急対策の重要事項を協議推進するため、本部長が必要と認めた場合に開催し、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- ② 本部員会議は、本部長が招集する。
- ③ 災害の規模及び態様により、本部長は職務遂行上特に必要と認めた本部員により、会議を開催することができる。

## (3) 本部の庶務

本部の庶務は、総務部総務課において処理する。

## (4) その他

その他、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

## 5 現地災害対策本部

本部長は、必要に応じ災害地に現地災害対策本部を置くものとする。

また、現地災害対策本部には、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員から本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

## 6 非常配備体制

災害に対応するための非常配備は、原則として次の3パターンとする。

- (1) 第1非常配備体制
- (2) 第2非常配備体制
- (3) 第3非常配備体制

非常配備体制の配備基準、配備内容、配備時期等の基準は、次のとおり。

## (1) 第1非常配備体制

配備基準	配備内容	任務	担当課
1 気象業務法に基づき気象に関する情報又は警報が発表され、天塩川、剣淵川、犬牛別川、温根別川のいずれかの河川で水防団待機水位を超えたとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連絡に総務班が当たる。</li> <li>・情報連絡のため各部長をもって当たるもので、状況により次配備体制に円滑に移行できる体制とする。</li> </ul>	本部員会議の開催準備	総務課 各部課長
2 震度4の地震が発生したとき。		情報収集・情報連絡	
3 その他必要により本部長が必要と認めたとき。		各機関への要請準備	

## 第1非常配備体制下の活動

- ① 総務部長は、本部長の指示を受け、本部長（または副本部長）不在間の指揮を執る。
- ② 総務課長は、総務部長の配備指令を受け、各対策部長に通知する。
- ③ 総務課長は、総務課職員（防災担当）に対し、旭川地方気象台、その他関係機関と連絡をとらせ、気象・地象・水象その他災害に関する情報を収集させ、適時に掌握する。  
掌握した情報については、本部長、総務部長に報告する。
- ④ 各部課長は、情報又は連絡に即応し、情勢に対応する処置をとるとともに随時職員に必要な指示を行う。（必要な職員については、各部長所定）
- ⑤ 第1非常配備につく職員は、1時間以内の登庁を予期しつつ行動を制限・登庁準備を行い、登庁指示後、速やかに登庁するものとする。また、状況の緊迫度に応じて人数を増減する。

## (2) 第2非常配備体制

配備基準	配備内容	任務	担当課
1 局地的な災害の発生が予想される場合、又は発生したとき。 2 震度5（弱、強）の地震が発生したとき。 3 その他本部長が必要と認めたとき。	・各部の所要人員をもって当たるもので、災害発生とともに直ちに非常活動を開始できる体制とする。	本部員会議の開催 情報収集、連絡  各部長の指揮下に入り活動開始	第1非常配備体制を含め必要職員

## 第2非常配備体制下の活動

- ① 本部の機能を円滑にするために、必要に応じて本部員会議を開催する。
- ② 各対策部長は、情報の収集及び連絡体制を強化する。
- ③ 総務対策部長は、関係対策部長及び防災会議構成機関と相互に連絡し、客観情勢を判断するとともに緊急措置について本部長に報告する。
- ④ 各対策部長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。
  - ・災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。
  - ・装備、物資、資機材、設備及び機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災想定地）へ配備する。
  - ・関係部及び災害対策に関係ある外部機関との連絡を密にし、協力体制を強化する。

## (3) 第3非常配備体制

配備基準	配備内容	任務	担当課
1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 震度6弱以上の地震が発生し、被害が甚大になると予想され、あるいはこれらの被害が発生したとき。 3 予想されない重大な被害が発生したとき。 4 その他本部長が必要と認めたとき。	・災害対策本部の全員をもって当たるもので状況により災害応急活動ができる体制とする。	本部長の命により災害業務全般を遂行	全職員

## 第3非常配備体制下の活動

各対策部所属職員全員をもって災害対策活動に全力を集中するとともに、各対策部長はその活動状況を本部長に報告する。

## ○本部連絡員

本部長は、必要に応じ情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするため、本部連絡員を置く。本部連絡員には、総務対策部員を充てる。

本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各対策部に伝達する。

## ○休日・夜間の連絡体制の確保

災害時には、初動時の対応が最も重要であることから、本部は、休日、夜間においても迅速に初動体制がとれるよう連絡体制を整備する。

また、職員は、通信の途絶等により本部との連絡がとれない場合においては、自主的に参集しなければならない。

※災害の規模や特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

また、本部が設置されていない場合においても、必要と認めるときは非常配備の基準により配備体制をとる。

## 7 非常配備体制下の基本的活動要領

本部長は、非常配備を決定したときは直ちにその旨を関係部・課長等に通知するものとし、本部長から通知を受けた各対策部・班長等は、直ちに所定の配備を行い、これを本部長に報告する。

また各対策部・班長等は、職員の動員が迅速かつ的確に行われるよう「非常配備基準及び体制」を常に備え、体制の整備をしなければならない。

## 8 本部長の職務代理者

本部長の職務を代理する者は、副本部長とする。

# 第3節 住民組織等への協力要請

災害時において、本部及び関係機関の職員をもっても応急活動を円滑に実施するための人員に不足を生じた場合は、本部長は、各住民組織等に対し次の協力を求めるものとする。

## 1 協力要請事項

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための一時避難場所及び被災者収容のための避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害地の公共施設等の保全に関すること。
- (4) 災害情報の収集と本部への連絡に関すること。
- (5) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- (6) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (7) 本部が行う人員、物資等の輸送に関すること。
- (8) その他救助活動に必要な事項で、本部長が協力を求めた事項

## 2 協力要請先

- (1) 日赤奉仕団  
災害時における任務として、主に炊出し、避難所の奉仕、救援物資の支給等について協力を求める。
- (2) その他の組織  
自主防災組織、自治会、婦人会、青年団体等については、必要の都度連絡をとり、協力を求める。

# 第4節 気象業務に関する計画

この計画では、大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（地震に密接に関連するものを除く。）等の特別警報・警報・注意報並びに**気象**情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等について定める。

なお、国、道及び市は、避難指示等の発令基準に活用する風水害に関する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

1 特別警報・警報・注意報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに火災気象通報の発表伝達等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき旭川地方気象台が行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は、次によるものとする。

(1) 特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準及び伝達

①種類、発表基準（士別市）

種類		発表基準	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準 14
		土砂災害	土壌雨量指数基準 145
	洪水	流域雨量指数基準	タヨロマ川流域=5.9、剣淵川流域=41.5、犬牛別川流域=32.5、温根別川流域=11.6、朝日六線川流域=7
		複合基準※	タヨロマ川流域（6、5.3）、剣淵川流域（8、22.4）、犬牛別川流域（6、25.9）温根別川流域（6、11.5）
		指定河川洪水予報による基準	天塩川（名寄大橋、九十九橋）
	暴風	平均風速	16m/s
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8
		土壌雨量指数基準	91
	洪水	流域雨量指数基準	剣淵川流域=33.2、犬牛別川流域=26、温根別川流域=9.2、タヨロマ川流域=4.7、朝日六線川流域=5.6
		複合基準※	天塩川流域（5、16.9）、剣淵川流域（5、20.2）、犬牛別川流域（5、23.3）、温根別川流域（5、9.2）、タヨロマ川流域（5、4.7）
		指定河川洪水予報による基準	天塩川（名寄大橋、九十九橋）
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm
	雷	落雷等により被害が予想されるとき。	
	融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
	濃霧	視程	200m
	乾燥	最小湿度が30% 実効湿度60%	
	なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上	
		②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上	
低温	4月～6月、8月中旬～10月：（平均気温） 平年より6℃以上低い		
	7月～8月上旬：（気温） 14℃以下が12時間以上継続 11月～3月：（最低気温） 平年より12℃以上低い		
霜	最低気温3℃以下		
着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90mm

※複合基準：表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせ

## ② 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

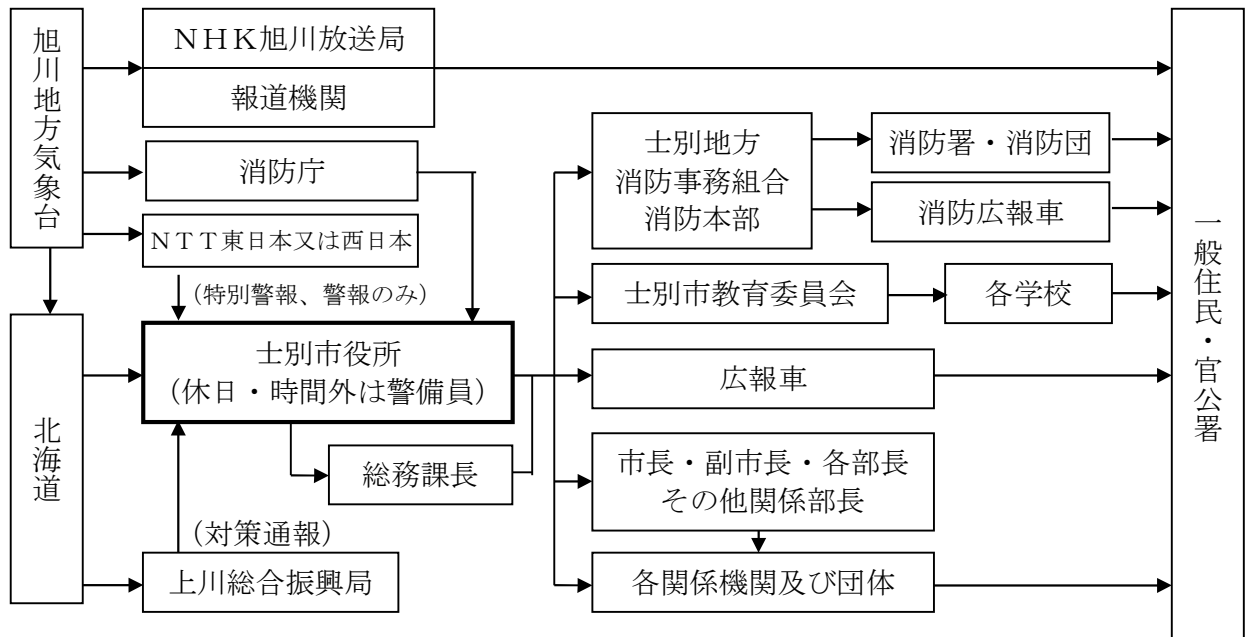
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル5	・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害))※	(大雨特別警報(土砂災害))※
警戒レベル4	・危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。	避難指示	氾濫危険情報	洪水警報の危険度分布(非常に危険)	土砂災害警戒情報 土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) 土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・その他の者は避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難	氾濫警戒情報	洪水警報 洪水警報の危険度分布(警戒)	大雨警報(土砂災害) 土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	洪水警報の危険度分布(注意)	土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報			

※大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報として運用する。ただし、市は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※「極めて危険」については、現行では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後は技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置づけを改めて検討する。

③ 伝達

伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。



道から気象等に関する特別警報を受けた場合、気象業務法第15条の2の規定に基づき、直ちに住民及び所在の官公署への周知を行わなければならない。

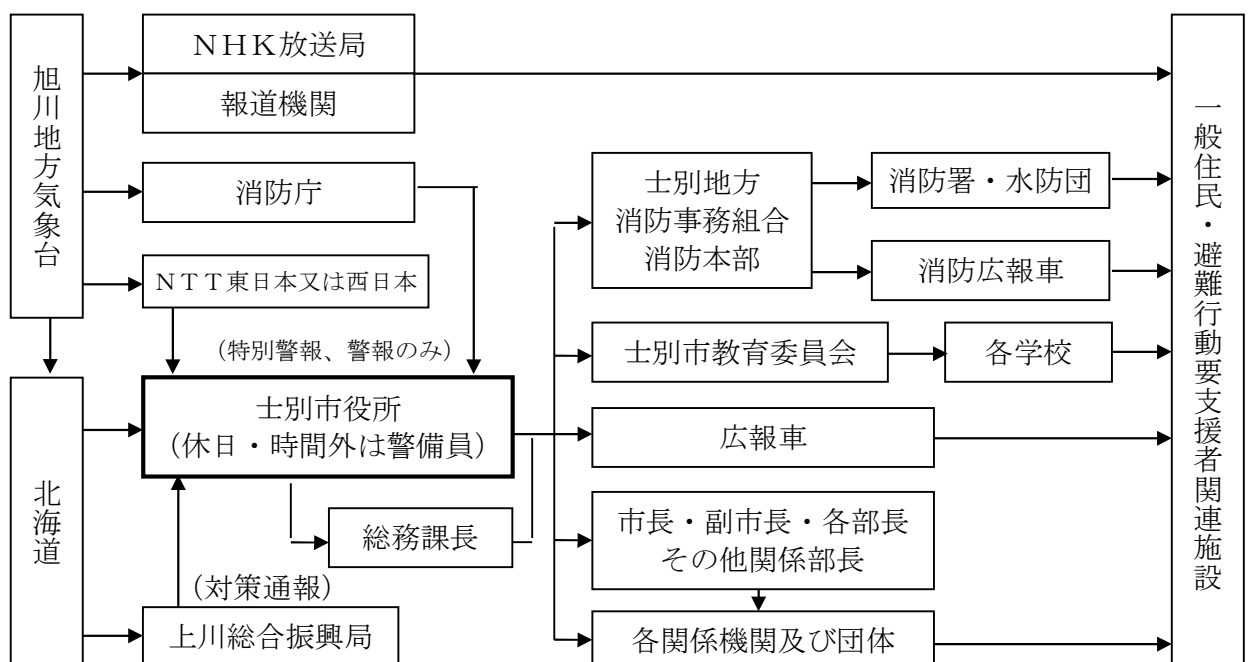
(2) 水防活動用気象警報及び注意報

① 種類

- ア 水防活動用気象警報 = 大雨警報、大雨特別警報
- イ 水防活動用気象注意報 = 大雨注意報
- ウ 水防活動用洪水警報 = 洪水警報
- エ 水防活動用洪水注意報 = 洪水注意報

② 伝達

伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。



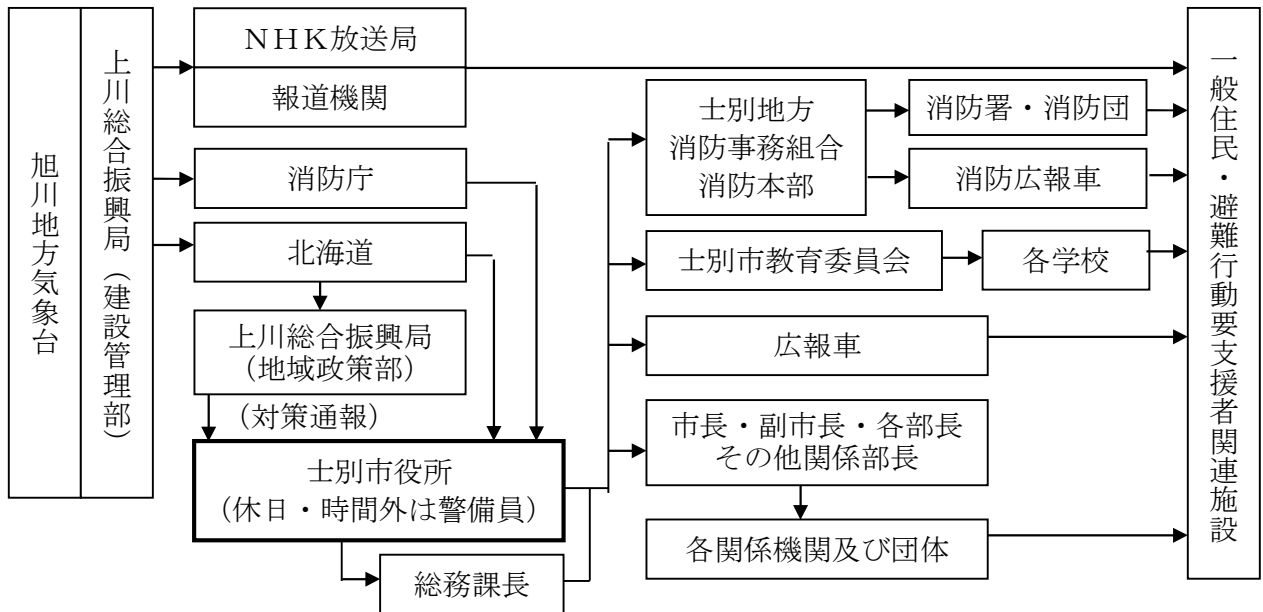


(3) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった時に、市町村長が避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村長を指定して警戒が呼びかけられる情報で総合振興局又は振興局と気象台から共同で発表される。

市町村内での危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

伝達は、次の系統により行う。



(4) 指定河川洪水予報

指定河川洪水予報は、流域面積が大きく重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（以下「洪水予報河川」という。）で、洪水のおそれがあると認められるときには水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示し、危険度をレベル化して発表される。

① 洪水予報河川及び担当

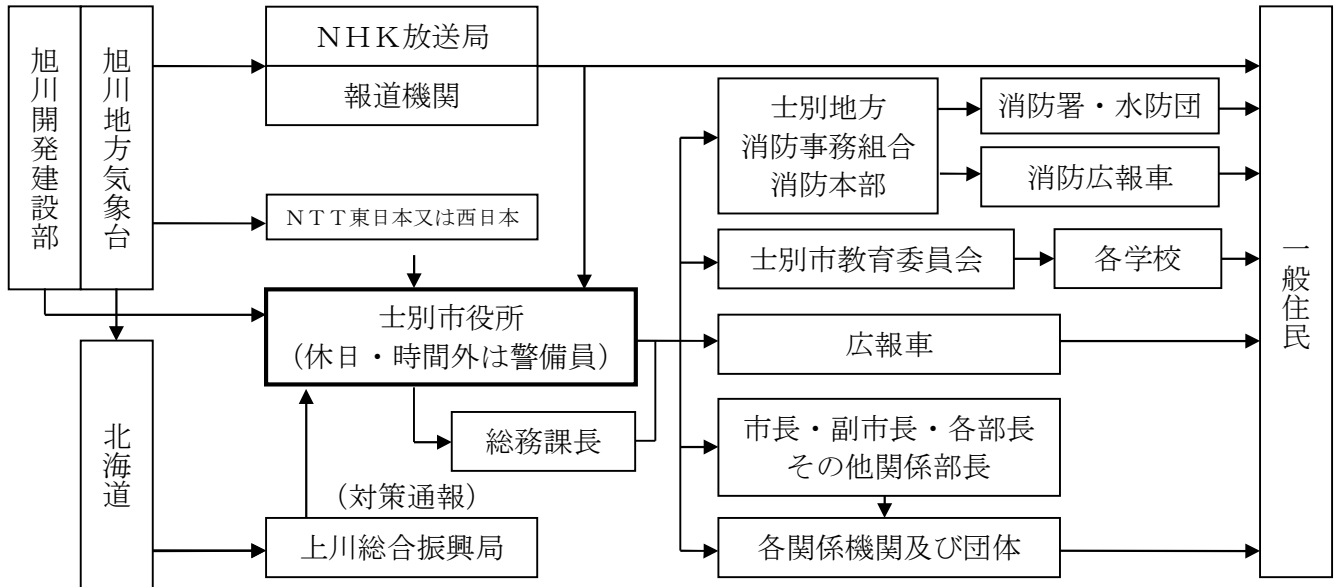
- 洪水予報河川 天塩川（剣淵川）
- 担当 旭川地方気象台、旭川開発建設部

② 種類及び発表基準等

洪水予報の標題 (種類)	発表基準 (水位危険レベル)	水位の名称	市・住民に求められる行動等
天塩川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫の発生（レベル5） (氾濫水の予報)	氾濫発生	市：氾濫に伴う住民の救出 及び避難誘導 住民：避難完了
天塩川氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫の発生（レベル4） に到達	氾濫危険水位	市：避難指示等の発令を判 断し、状況に応じて発 令 住民：避難開始 水防団指示
天塩川氾濫警戒情報 (洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水 位（レベル4）に到達が見 込まれる場合、あるいは 避難判断水位（レベル3） に到達し、さらに水位の 上昇が見込まれる場合	避難判断水位	市：高齢者等避難の発令を 判断し、状況に応じて 発令 住民：氾濫に関する情報に注 意し、状況に応じて避 難を開始 水防団出動

天塩川氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位(レベル2) に到達し、さらに水位の 上昇が見込まれる場合	氾濫注意水位	市 : 河川水位を含めて、氾 濫に関する情報の入手 住民 : 氾濫に関する情報に注 意し、状況に応じて避 難を準備 水防団準備
----------------------	---	--------	--

③ 伝達



(5) 水防警報(水防法第16条)

水防警報指定河川についての水防警報は、北海道開発局又は北海道が発表し、伝達は、次の系統により行う。水防警報の種類、発表基準等は、次のとおりである。なお、水位周知河川についての水位情報の通知は、水防警報の伝達系統により行う。

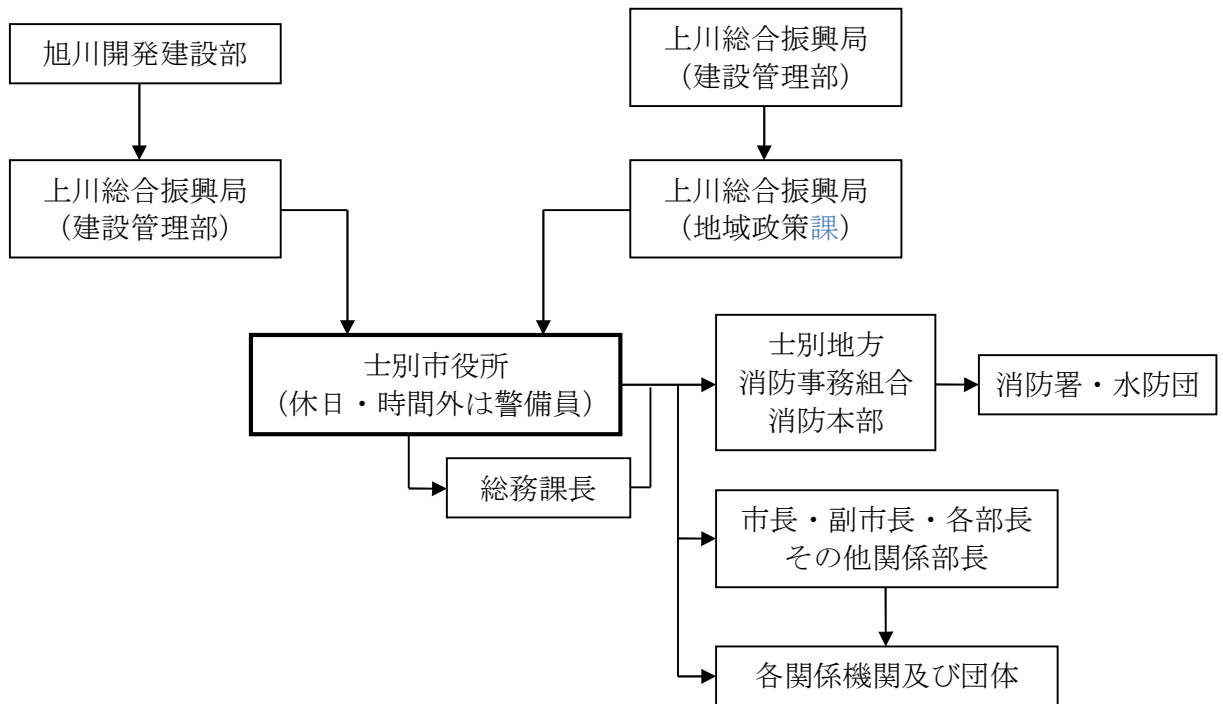
① 種類、発表基準等

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇等が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩、亀裂等、河川状況を示しその対応策を指示するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を超え、災害のおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、又は当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

② 伝達

○ 北海道開発局が発表する場合

○ 北海道が発表する場合



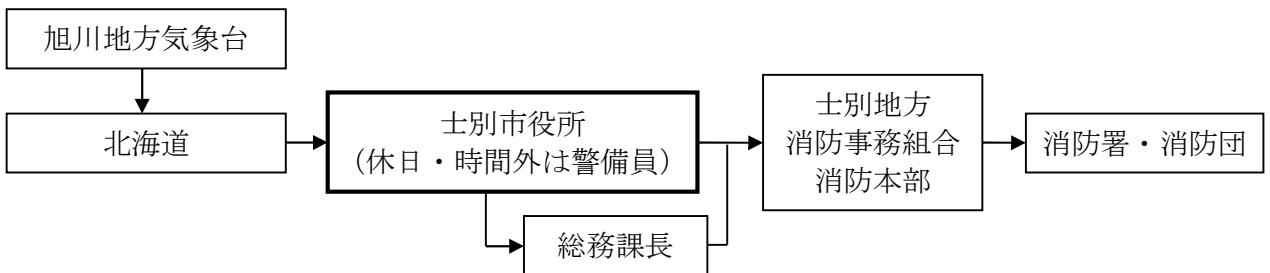
(6) 火災気象通報

旭川地方気象台が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第22条の規定に基づき、旭川地方気象台から北海道（知事）に対し行われ、通報を受けた北海道が管内市町村に通報する。

市長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができる。

① 伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



② 通報基準

上川地方における火災気象通報基準は、実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、又は平均風速が12m/s以上と予想される場合である。

(7) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は、第8章第6節「林野火災対策計画」(P154)により実施する。

(8) 気象情報等

① 地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測成果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進させることを目的とする情報である。

気象の予報等について、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表される。

## ② 台風に関する気象情報

上川地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。

## ③ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

士別市においては、1時間雨量90mmを観測又は解析したときに発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布で」確認する必要がある。

## ④ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表される情報。情報の有効期間は、発表から1時間である。

## 2 異常現象発見時における措置

## (1) 発見者の通報（基本法第54条第1項及び第2項）

災害時、異常現象を発見した者は、速やかに士別市役所、警察（駐在所を含む。）又は消防本部（消防署、支所及び消防団を含む。）のうち、最も近いところに通報するものとする。

## (2) 警察官等の通報（基本法第54条第3項）

発見者から通報を受けた警察官（警察署）、消防職員（消防団員）は、その内容を確認し、直ちにこれを士別市役所に通報するものとする。また、竜巻等突風現象の目撃情報や被害情報は、気象庁本庁へ通報するものとする。

## (3) 市から各関係機関への通報

市長は、住民、警察官又は消防職員（消防団員）から異常現象発見の通報を受けたときは、必要に応じて知事（上川総合振興局長）及び旭川地方気象台等関係機関に通報しなければならない。

## (4) 警備員の通報等

市庁舎警備員は、地域住民から災害情報又は被害状況を受領したときは、速やかに総務部総務課長に報告し、その指示により処理する。

## 異常現象発見時の連絡系統

